百人一首抄

上之一

# 百人一首拾穂抄

季吟述

此百首の哥ハ京極中納言小倉の山荘の障子の色紙形
にかきしるせるなり也此中納言ハ御堂関白殿道長公より六
代の御末なり父君ハ五条三位俊成卿母君ハ藤原氏の
伯耆の殿藤原長実卿君枝守親忠の息女なり二条院の應保二壬子
年より生れ給ひ始めの名ハ光季中ころ改め定家と号し
小倉黄門と号ス俊成ハ二位より御位ハ二位より出家し民部卿
成の事ハ古今集仮名序抄の奥書にしるしハ戸部尚書と
号ス民部卿唐名なり後鳥羽院の貞永元年十二月十日
出家し給ひ法名を明静と号し給ひ前代未聞の儀
なり後又出家後成し金吾基俊朝臣より和歌桐葉三位

て後白河院乃御時新しくあらきし山中納言定家乃家風と
うけ給はりこのひとり〳〵古今和歌集乃撰本をえらばれ撰集を
勅撰す〳〵古今集乃密勅をうけ給はりて三代集乃撰集相
とのゝうち伊勢物語と名づくる本と合せて用捨し源氏物語より
書き表紙とのこし出だし給ふ日記大和物語を写しとり給ふ
書きとゞめ給ふ名ばかりは山ざとの中月出て給ふ中月出て
世をうらし山ざとの月ばかりは古今撰し給ふ
もらせ給ふ御書にはあらひ伊勢源氏の書よりも美なるべし
ゆゑ〳〵しくうるはしかりしかおもしろく〳〵書出給ふ
名をのこし給ふ御家集と拾遺愚草といふ山ざと御撰と兼
筆とを出給ふ大選和歌行法と申す書の
撰名をいとゝ〳〵御法をうけ給ふ被基後の時関白
うへよりの〳〵いとゝ〳〵ねんごろにわたらせ給ふ山ざとの
法しかりしかとこの世をうへ定家乃撰名乃撰ひとり
給ひ給ふ御ひのなかりしかとゝ〳〵拾遺愚草
をうへ御記録を明月記といふ元久年中小倉
山荘を明月記とのたまひ給ふ
しのかりしかの故とゝや
法華経を書給ふ
乃御
をうへ御記録
乃天福二年に勅撰和歌集をえら
ひ仁治二年八月廿日より八十賀中
内裏と出御門院乃元久二年三月廿日
和歌をえらせ給ふ人通具有家定家家隆雅経
うへ

乃数ようかうりあるうるうるう

さしをの事 俤るゆゑ
へ〳〵さく世りゆゑ
を俤る乃名を
此百首蒐門乃
れい人乃こゝを
こゝゆゑ舞ゆゑ
人乃こゝ
乃世り人
し彼色紙乃
口俤ゆゑ
大ゆゑ乃
俤受ゆゑ

ぬゝ
ぬ人を
ゆゑ
ゆへ
俤る乃
ゆゑ
ゆゑ
ゆゑ

小倉山荘色紙和歌

小倉山ハ嵯峨ニ有リ今ノ往生院二号院ニ有リ乃至ノ山乃麓名也東南乃方天竜寺乃巽ハ亀山ニ有リ巽尾山ニ有リ

山荘　三體詩註曰荘村唐人呼別業為荘

別業ニ有リ也山中幽居乃山荘乃あらいふ所今小倉ノ常寂寺乃四方ニ有リ彼色紙今乃世ノ人ノ重るに大小ノ障子乃下乃ひろさせさりにてひろくと書ふ故なり人ノ又色紙ハ寿乃能者乃よみし彼為家ニかさねつゝ書るとき能書ニ書ル天子乃院号ハ御在世ハ太上ノ順徳院ハ定家ノ門ノ師匠也

## 天智天皇

天命開別天皇　日本紀　田原天皇　船運録　讃岐葛城

亦号中兄皇子　在位十年　大津朝志賀都

御抄云舒明天皇第二皇子母茅渟王女皇極天皇亦号明天皇号宝皇女推古天皇廿二年降誕孝徳天皇大化元年立皇太子孝徳斉明二代太子日本紀云斉明天皇崩皇太子素服称制母謙間初例

六年二月遷都于近江大津宮志賀郡七年正月皇太子帝天皇位十年天皇疾病弥留勅與東宮天武引入

卧内詔云朕病甚以後事屬汝云云十二月朔天皇崩于近江宮云云船運録云天皇駕馬幸山階郷更無還御亦

交山林不知崩只以履沓之落処為山陵云云　云云

根源ヲ尋ル道ハ日本紀乃説ニ尽ス

杜乃田のかりほ乃庵ハ秋乃露ハ袖ニ置ル

俊撰集杜中題之云云宗祇云かりほ乃菴ハ

一説ハ神農乃蓑也又の説ハ倭蓑乃蓑なり。但倭蓑乃蓑なり
ハ倭蓑ハ師説ハ倭蓑ハ蓑ハ蓑なり。説紀
ハ蓑乃杖なり。田をとる蓑乃杖なり。笠をかぶる
ハ蓑なり。衣をとは神をとゝ云ハ。要ハ神ハ田杖蓑の
なるなり。杖を未ハ蓑なりゆき笠なりとあれとも
を山をハ蓑なりなるよりに。海乃ハ蓑ハ
をなるなり乃神乃神乃ぬるハ
ハ倭ハ蓑ハ蓑なるし。この帝も民乃うへと一
帝田をとる民乃ハ蓑ハ蓑ハ蓑

ゆる殿のうしはいかなる定家の百首の中にもなかりしを
西母諒闇のうちに斉明こ皇よりそめたるを
国母諒闇のまま斉明こ皇八帝位をうけ給へるなり
を自然の西母の准ぜらるべきこと
愚案諒闇とは鄭玄云諒古作梁闇謂庐也帰倚庐之庐云
うはぎのうしはきとぞ
倚庐とは礼記雜記註云庐在中門之外東壁倚木為故
云倚庐庐云斉明こ皇諒闇のうちに日本紀を考るに斉明
明天皇六年九月新羅国人唐の人と引接て百濟を
傾んとせしに百濟よりわが倭へ救をこしたるに斉明
救の軍をおこすはずまんとて筑紫へ幸しなる七年
五月朝倉橋廣庭宮土佐国在凡土記へうたりとして朝倉
の社の木を斬除て宮を造りなる故に神怒て殿を壊
病死とある事なれば日本紀に七月に至て天皇崩于朝倉宮八月
皇太子天智奉徒天皇喪還至磐瀬宮云々記事なして天智

位をうけ給へきたりて喪服のうちなるを以て乃敬をきこと
しりくるよりしはらく作り仕事なるうち紀を
祇注云王道の衰述懷の作なり世と恐きかつ川蓋の関とをくて流来の人民
なりしもをのをのとをふるあり乙子の海辺にて
心なくあるものをもとをわけをくるわと知りを
恋心つけるるうり氏庐をとて宮殿をとて。
皇九弱うはけ中ころ。日本紀に代記をもとに
愚案祇注乙智の方うり新宮の中ころ
ぎなりとをとはくはるあるとあるを紀
本氏殿を。清輔奥義抄に紀をとはくはるとや
なりし出て。川蓋の関紀をたいとうあるをかく
なりをとをとをとをとはくはるとも。新宮の中ころ
氏の宮なるとをとはくはるとも乙記延喜式あるうりをとをとを凍塵

君臣ともに名のりをとどめ給ひ乃ち行宮にて系譜をあらためて云々。されども奥儀物語を筆録しいへるなるべし。師説云。古製は撰定家の作なり。只杖の詞のうへにて紙を用ひ給ふ。杖の詞のうへにて心を付べし。民の国と申すこと石のなり。世俗の民理世俗の名なるべし。出世録閑の事情を授けたまふ。ねんごろに心得て可なり。

四十一代

## 持統天皇

高天原廣野天皇 日本紀諱鸕野讃良皇女 女帝 在位十一年 藤原都

日本紀云天智天皇第二皇女母曰遠智娘 紹運録云越智姫 大臣蘇我石川丸女 孝徳元年降誕 紹運録 天皇四年正月 帝天皇位八年十二月遷藤原宮 大和高市郡 日本紀 大宝二年十二月十日崩 天武天皇后草壁皇子母 紹運

寿十四年 新古今文集云 万葉集一首 京定御 宇天皇代。天皇御製歌云。衣乾有と。師説物云 凡此歌云衣干云。師説白妙とは衣のことを云。衣のことを云。師説白妙とは衣のことを用ひ給ふ。山乃寺に入て詠ずる。天香具山 風土記云天上有山分而墮地一片為伊子国天山一片 為大和国天香具山八重雲の物云。乃香具山のことなり ひけ来云。師説云。白妙とは衣のことを云。万葉集に云。春過ぎて夏来たるらし白妙の 衣乾すてふ天の香具山 是なり。今は春過ぎて夏来たるらしの歌なり。師説物云。

[illegible]山あをうにみ白るゝと。白ゐ乃衣[illegible]ゝはい
て。行矢八衣の袖こ。夜ゝまて寒ゝ衣をぬぎかて山の
明白なる成白ゐ乃衣[illegible]ゝ。香久山乃文
乃字清〳〵遠〳〵と云。師説山高ゝ[illegible]
心をたゝゝ。清和乃ゝ[illegible]山乃ゝ[illegible]明白を
[illegible]感〳〵。風八去る[illegible]
[illegible]云。昔る[illegible]て夜ゝ[illegible]
来[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
赤人可[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]

[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]

[illegible]ゝ

獨歩古今之間云云。古今序云。古もあらたまるらんかとしるへし。乃昔時ひろまりよくるの世
やまとの人の作なりしかとも。なほ世世をへ
なるにしたがひ。人丸あんあの作をかりて
是柔仏あるいは時代をへて立四代桓
武天皇文武と位をうけ給ひしかとも。
それてあるべきなり。抵抗云知りがたしこれの位は仏法
と是をうけ給ひ古人位をうけ給ひ
清輔袋中子の人丸勘物云如一万葉集人丸始自天武至文
武天皇云云。人丸哥始於藤原御宇云云軽皇子宿于安騎野
時。柳本朝臣人麿作歌一首。万葉中軽皇子文武名也持統之
代云云。作者部類云。哥仙部人丸哥一万葉雖揚大宝無慶雲
以後之年号。又雖挙文武之御代不挙元明以後之御代也私
云以之勘之人丸遇文武之聖代難及聖武之御代者也云云。
袋中子云一万葉第二巻云柳本朝臣在石見国臨死時自傷作

哥一首。鴨山乃岩根しまきて我をかもかくまくすらん妻もしらに
ちちはゝ云云。今案此巻大宝時代年号之次第立
次。而此哥等の藤原宮御宇天皇代之次奈良宮和銅四年
霊亀元年秋九月歌等之前ニアリ云云。
愚案此説人丸文武の御代迄ありしかとも古今の後あるとり
武乃帝乃師範なるしるし古今乃後あるとり
微妙抄物語云三月十八日ハ人丸乃正日ハ者八和哥乃聖
神毎月十八日ハ哥乃云ありしと云。長明の無明抄云人
丸乃墓ハ大和ありあり。初瀬へ参る道に人丸塚といひて
ありしかとも
哥乃山ぶり乃尾乃ながゝ長ながしよるをひとりかもねん
松遠去三。題去ると云。家集下ニあり。足引乃山とは俗
説物云定家卿ハ左京大夫ハ人丸ハ空とは久
あること奇ことなりて。此日来足引乃藤乃歌ふ

さきとこそ。師説。あ一川を山れ拙詞。たとえ広物まで長ぶり
尾。百蔵り孔尾と云り。ぞ[illegible]ぞ尾とそ。ぞ
し[illegible]とは[illegible]ぐ[illegible]ぞ[illegible]尾とそ。ぞ
広物云山[illegible]ぞ[illegible]ぞ[illegible]ぞ

[illegible]

## 山邊赤人

作者部類云万葉目録藤原敦隆引姓氏録云山邊宿禰赤人垂仁天皇之後也裔孫正六位上山邊大老人云古今真名序云有山邊赤人者並和歌僊也古今序云[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

## 猿丸大夫 ヨミクセ皇尊

御撰云。古傳云。官姓時代等不知之。詠哥大概抄云。三条院賢信元明天皇代人也云云。紹運録云聖徳太子孫山背大兄王子。弓削王。是猿丸太夫也云云。猿丸集一冊

あり。世間物云。或人云。田上川ちかき里にとよりあり。
[illegible] 猿丸大夫の墓あり。庄の野[illegible]
乃せ。れ[illegible]。[illegible]

おくやまに小鹿なくなり。[illegible]

古今抄上。[illegible]
乃[illegible]。[illegible]
同[illegible]。[illegible]
[illegible] 猿丸とあれ[illegible]
[illegible]
なり。[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

く面白し。四位侍従云々風情云々
いなかなるものなり。俊恵法師ばかりの風情ともいはんか云々
心ばせはいかばかりもあるべきもの歟。
文集十四云大底四時心惚若就中勝断是秋天云々

## 中納言家持　延暦二年七月十九日任中納言

万葉勘物云仏覚法師説大伴宿禰家持大納言贈従二位安麿孫大納言旅人子。御抄於万葉作者部類示近回云々　延暦四年八月薨云々。猶袋中子委。大伴姓者天智天皇孫大友皇子子多王大伴姓賜云々。安麿八子多王孫。拾芥抄云万葉集十巻京極中納言定家卿撰云々。撰者無慥説世継物語云万葉集者高野孝謙御時諸兄大臣奉之云々。俱伴集橘大臣薨之後歌多書之似家持之所註云以不審云々　諸兄死後家持撰ひたるなり。西仙法師説

かくなんわれらまうる物ぞ。
新古今冬　影しきたへの夜もさえわたる。家持集夜もさえわたる云々。
かくなん物とは。淮南子云烏鵲填河成橋以慶織女云々
是七夕の夜のことなる歟。愛よりの用ひ物ぞ。
家のあるじ云々。
月もなく雪しきたへの夜。
深夜歟。
起云々。
をを云。師説云歌家抄説云定家説云世の物とかや
りて後の人の添歟。
表あきらかにて世事をとどめへ
を感情身にあまりぬ。
よろこびよみおもむきし。
天上の鵲の橋の心なるべし。
侍るべし。
ばかり云忠峯　大伴鵲の橋のわたるを橋の雪の白を云
まうりたまふ。

## 安倍仲麿

仲満ト云　朝衡ト号ス

[illegible]抄云孝元天皇皇子大彦命安部氏祖後也古傳云中務大輔船守子云云。愚案文武天皇大宝元年誕生歟宗祇云仲麿八元明元正両代乃人云云義井栄雅古今説云。元正天皇御宇霊亀二年八月遣唐使大伴山守乃同船[illegible]入唐云云。或説云多治比縣主遣唐使ヲ入唐ヲ[illegible]仲麿学生[illegible]ヲ十六ナリ云云

愚案唐書列傳二百九朝臣仲満易姓名曰朝衡云云畧記補闕ヲヘシ

[illegible]抄云。仲麿久[illegible]生涯[illegible]朝乃時利根[illegible]双乃人ヲ入ル[illegible]朝ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]

土佐日記古今乃序に伝れる事なれば
あとの原土佐なる事はみれば
古今羇旅歌に以下の詞書
註に仲麿
仲麿唐土に物学に遣唐使に
学問のあるよりは
仲麿唐朝の時王摩絡
餞には
振放見
仲麿常に

久しく西安の都と仰いでも往昔の名のみ残るのみなれば
なほ乃ちかの名所の山川のみ残るなれば人よりはまして
都の中なれば。さてもとの朝の四季の山水
列の海色もかわらぬとさまざまに
故郷の新を三笠山のかわらぬ月を
を偲ぶるにつけ。錦繡なき物に。牡丹花に花山桜の
月を明石の浦なと云よ他郷にて月の見る故を語る
なりしかと云。彭撰隨脳にもしかあらきにて侍ると云
いにしへの振作今やみかさ山。庵の月にて侍る月新 象也彭撰

## 喜撰法師　或基泉

御抄云。系高等無所見云云。佐々木高秀京今抄云。喜撰橘
諸兄孫奈良磨子。醍醐法師云云。千載集序 俊成卿 宇治山
の僧喜撰といふ人なん世にすこしありける

ときはりてやはりてやはりてあるの式とはなるべきなるべし
光孝天皇の御時。和歌式とは
云。八雲抄云。花鳥餘情 橘正茂云喜撰
居宇治山持座兜食玄葉得仙道云云
元亨釋書云。竈仙とあり。山蹊あり。日人云
長明記云。喜撰の法師宇治の奥に住侍
中へ入て宇治山の喜撰ぐたるの法あり。宗長
なとなどなるにあり。是は見て可見也。今号喜撰書
わが庵は都の巽しかぞすむ世をうぢ山と人はいふなり
古今雜下 紀貫之 歌の巽とは宇治山の方角とさ
ときはの。元院法皇御所の内とのこと。
然しかは。云云。抑云我家有り住侍るものとて。
山は喜撰住侍の山の奥に入身をおさめんかや
とくとくとくと

[illegible]

菴八王舎城観仏菩薩師位五金剛拳経序品にあり
国王乃都なり。其王宮殿
ざりしうばいけ[illegible]
[illegible]火難を過[illegible]
[illegible]山の鄙金[illegible]て中心五[illegible]
鄙心王舎鄙五蘊と尺[illegible]
あり。山五[illegible]
亦文句に過去心生造現在五蘊舎云見八色云云清浄

[illegible]物を其国孫[illegible]
[illegible]清浄しる去乃仏[illegible]
[illegible]も其心浄鄙仏土浄と[illegible]
[illegible]撰のる去清浄乃[illegible]
乃巽乃菴と[illegible]撰が[illegible]
[illegible]のハ[illegible]

## 小野小町

古今目録に拾芥抄云。出羽郡司女仁明時承和之比人也云。
作者部類親房古今抄本に御抄云。或説云。出羽郡司小野良
實女。亦常澄女。三条院古説當澄女云云
郡司とは国司と守の縁目あるべく大国には郡司大領小領主
張主典とあるとの郡司云云
[illegible]物云。数十年在京[illegible]好色[illegible]花[illegible]本国死云故

尻在八十嶋次云 栗雅紀四云

小町髑髏 上の髑髏 紙凡の事 つまもあ なあ〜 ゆる

愚案江紀無明抄なども八葉平小町髑髏とゝ云あなる
くの下句をたゞあたるよし侍れ。花葉乃童蒙抄清輔袋中
子あり八ゝ人とぞ云りあり〜葉平とはいかゞ親房卿云黄
いとゞ落 生ゝ

旅とゝ云ゝ。花八一説云ゝ小町云葉平
と同可乃人なゝ陸奥ゝ云ゝ同八小町死ぬべゝを
其後古今序注伊勢物語ゝ月ゝ童蒙抄袋中子説可花ゝ
花花茅云ゝ小野小町ゝ云ゝ玉造
へゝゝゝは玉造と云ゝ
と云説あれど。ゝる野大師乃法花乃因縁よりゝ清行
和乃ゝゝ先ゝ花乃ゝ小町ゝ盛ゝ
おゝ〜ゝ

愚案作云部類云戚人云玉造小町歌仙人云云。玉造云云
三善清行作ゝは清乃八寛平延喜乃比人小町乃ゝゝ

八仁明文徳乃比。遍昭葉平安倫清行小陽成院乃時康秀なゝ
法乃ゝゝ古今序経伊勢物語大和物語ゝ時代大ゝ
和歌と。大師乃作ゝ大師入寛承和二年三月立日なれゝ時代
お叶花八小野小町玉造小町別人ゝ
古今序云小野小町ゝ衣通姫乃流ゝ
やゝゝゝゝゝゝ

牡後撰集文脚物語

ゝ解ゝ侍ゝ
歌仙云六人乃ゝゝ小町歌ゝ
花乃ゝはゝゝ

古今序下野ゝ
花乃色ゝゝ
ゝゝ云ゝ。

唐物云。山吹表裏乃説あり。表ゝ花乃ゝ
花ゝ

かくとうちまぎれくまぐまにほころびぬる花のさうもうたう
うたのあとし。袋法師云く裏法師身のをとをとしわまてハこと
ぬとのしを花のうたをうつをとみるわが身のをとをかくうたりて
とうあるをとなりいやる義し。祇注云好色の小町なれども世
をし人をとをとしみがちをとうちあるをとうつ明くるをとを
をとをうつるの民業をとをなるをとをしむし業雅用云祇注云あるを
業しるをとをは林義氏を霧雨といるし。をとをひとつのをとを
師注世をとをとをとを云を雨の編しあるをとをとをとをとの
をとをとをとを

雅乃こ位と云ふる人ゝ本情よりやう用ひられける法師の
世を厭ふるゆゑ発心ありし云々。山伏と修験と宗を習ふ
長明が海道記云修験ハ延喜年四宗なり故ゆ関乃れり
と四宗山川原と号とゝ云。法相云延喜乃皇子ゝ云ふ
甚深奇妙音今ゆ人乃あいれり。延喜乃帝ハ十三宗ゆ
て昂位あり。延喜五年乃比ゆ十二宗ゆ比ゆ死ハ
ゝゝゝ

小野氏紹運録云。敏達天皇四代孫。毛人臣云云是始也
御抄云。敏達天皇六代孫陸奥介從五位下永見孫
参議從四位下岑守子也云云。一説 兼良 御記云。承和十
四年正月十二日任参議。文徳仁壽二年十二月十二日卒云云。
廿四家。河海抄云雲林院白毫院南有小野篁墓云云
御抄云篁破軍星之化身也云云。系譜云岑守行林而抱之
帰敬白星化於壇上成童子走去岑守追于行林而抱之
乃号篁云云。元亨尺書云。釈満米居和劔金剛山俗号矢
署名臣野諫議篁展茅土礒篁又不剛人也身列朝班

## 参議篁 号小野篁 朝野群載 野相公 孝夷名序云風流如野宰相云云

而遊琰宮云云東山六道篁の霹途より醍醐旧道やとり四。又
右大臣菅原三守卿云云ともなりて篁をなんすると彩る文
本朝文粋よあり。師説関東乃是利学授八篁のとりたてて
て学生を教へ給へり。又遊仙窟八篁乃訓点といり
わ子孔原八ナ時ふ子ものしらさおとく人ものよ尝れいり紅
古今罰談。信敏乃宮ふ子ものしらさおとく人ものよ尝れいり紅
のわくいいてたとしいたとしいたとしい

しかるに法皇の國へ配流をなる。此趣に第一中二乃納言あり
うけたり。是二乃兵衛尉一うけたり。大使是こうのり。中二乃
兵衛尉二うけたり。副使是へまさもとありし。彼。怨をなし病い
新しくなる。法皇。出雲國とりつぎをなし世道隣をなる物と
法をなしく遣度使とをなる。真言ならびに三論と犯と。後
鳥乃上皇市法をなしく大をいわるなしく。此罪りあるる。抽
弟和七年四月より石遷わるなしく六月より高くなる。或伝云大
使菊原常嗣副使是をなし。於とと勅命によりく
宣こちをなり常嗣母病なしく筆の和と常嗣のしと
殺りなしくかなしとしず文をとなしく是をなる
三三

隠岐是水流の法よりなし
又常嗣母をなしたる和をなる筆サカナクハヨケンと後
ちなる後鳥羽乃上皇をなしく筆の不用なるなしく

いかりのなしく罪をなる。此事法皇を伝んと流
罪乃法をなしと。大ひ法をなしく人をなる
なしの系とは海系。是を海乃也をなり。八十時と
栄雅法をなる仲乃時なしくとをなし。八十ハ如をなる。八重
霞ハ重雅なしと云をし八をなる。和をなしく八系。和をなる月。系八
法和云をなり行の系て云和をなる。大をなる
人ぶる海法乃稿よりをなし。大をなる
て是を流人どをなりなしをなる。大をなる
とんをなしをなる。是をなしく法をなる。
法国乃をなしと離をなる八世界乃系乃やをなる世界
きなる。是乃切をなる。知人をなる
をなる。をなる罪をなる身をなれ。をなる人をなる
しを法をなる物をなる法和をなる
法をなる世北法をなる。大やをなる

[illegible]

御物云桓武帝孫。正三位大納言良岑安世云。
良岑姓、延暦廿三年賜、良岑朝臣姓云。栄雅説、安世八
桓武ノ子也。[illegible]
家貞ニ仁明ノ時叙[illegible]

遍昭　俗名良峯宗貞　号花山僧正　視中院流

御物云。[illegible]
[illegible]
[illegible]

愚案五節八十一月中の丑の日以下四日八月に表して伐
式あるべし。善相公三善清行異見云。擇良家女未嫁者四
為五節妓云云。雲圖抄云五節。丑日帳臺試茶事。殿上有伐式
寅日渕酔宴御前試茶殿上有伐式。卯日童女御覧殿上有伐式
辰日節會豆云云。巳辰の日舞妓の正日と見て豊明節會と云
云。江次第雲圖云云。根源抄云。五節の起は物ニアリ暑く
雲海をひらかんとのなれば舞姫と全体天人なるべて
いつくしくなり。ちとんの御遊女方歌見とみ女のこと
あり。これをもてハ天人女のことにてまれ天人女のことにてまれ
所詮こゝのことにてまれ舞ことにてまれ
をはくべし。ひぐらのあぶる風情なり
ことをなすこれり。うつくしの人をもて舞妓の方法
雲のかたちを天津風次ともてあれをとゝれ楽の

これをもてまれもたりしなりとぞ。舞妓のもてまれ
まれのあまのうらはなきをもてかくこそ古今序に信
正遍昭をもて歌のさまをもてあれどもまことにいとなり云云
宗祇云。めでたきなりといとも可心とのりをもてあるべき
上皇ほうをの院をもて定家卿六人の本式伝あるべき小遍昭
見くるを奏にさはきし異内まとのなりなんとく伝れ
小。定家つたをうつしをはしつたはしつ奏をうれのうわ云云

陽成院　諱貞明　在位八年

清和天皇第一皇子母皇太后高子号二条后中納言長良
卿女也云云。貞観十年十二月十六日降誕。元慶元年正月
三日即位。八年二月八日譲位。天暦三年九月十一日出家
月十九日崩。八十八案御物。内位をさしてせのうつ二条院
よりしたすゆくよ号二条院云云

侍ぞねの峯よりおちたるみなかの川をせきとめてゐたりける
は擬宣三ぢうがのぐみこうふたつもちる云云
はりよりのみぐ。紹運録云光孝天皇第十一皇女。綾子内親王。母藤
班子仲野親王女号鉤殿宮配陽成院云云
筑波根。男女乃川。常陸国乃名所。筑波山の東に桜川へ
かつるといふ。筑波山より出る所乃名也。
云ど一滴佐ゝ流ゝ。東乃河となりけり。寺乃内ちかのくらよ
ひとゝ乃ゝ乃ゝ。ひとゝ乃ゝ乃ゝ。ひとゝ乃ゝ乃ゝ。
にしもわゝ閑となるて半ちるなくていり。山谷詩。低江物盛
鶺鴒入楚則無底云云。師説峯よりおちるこゝろの月といふ。
をごしにしもわゝ閑となりて為ちるなつひ者みわかし。
河原左大臣　源融公　号河原大臣。
嘆嘆天皇第十二源氏冊。正四位下大原金み云云

嘆嘆天皇弘仁五戊寅年原氏公以下未家人と原の姓とその小見出
仁和云弘仁三年生濃和二乙皇為ゝ貞観十四年八月
九日任左大臣寛平二年奉政事。延喜説寛平
七年八月廿五日薨。云云。於六條河原院摸塩竈
浦示栖霞観大臣之山荘也云云。栖霞観在嵯峨福聚寺
花鳥餘情云融公の別業字治ゝあり陽成院こゝな
ゝ地ゝ。ゝ字治院と云ゝ。其後字治関白教道永
延七年より寺院ゝ成ゆ。
ゝ。ゝ。ゝ。

度乃やうなる紋あり。それは藍にて染たる布成しと
多賀よりきりたりしと云。所の人
世なりと紋よつけくる猶云なくすれは我
しはあらなくまと云。奇しのも環翠軒記
みれとそんつ和まてよ人あるとゆはことみれ
ぬきてと云し所の後和尚く師をそれをたのしはやひとめ
てしらしのハとやくとよ物ひみるとと云
見よかくなしみるとしもとやくとやの奥のそのふとちとり

光孝天皇　諱時康　号小松帝　治三年

仁明天皇第三皇子。母贈皇太后宣藤原沢子贈太政大臣
総継女。天長七年誕。兼和三年元服十六歳。十五年常
陸大守。嘉祥三年中務卿。貞観六年兼上野大守。寸
年式部卿。元慶六年兼太宰帥。八年二月四日受禅。五十五

神璽宝剣紛失。陽成帝ありしかとも時。昭宣公諸臣
相議して紛失の天皇一品式部兼常陸大守ときこえ
の高倉殿に小松亭にすまいしけるを人々の望申
まいるよりて。即儀御整て迎奉れり云云
時の人皆云帝王たるもの位にはよりて定まるものなり
歴々の御末にて清和の内侍腹なるを陽成の御末
なれとも先帝の末なるを即位しまいらせ内侍腹
山ゐる腹なるを云云。沼沢云小松帝は仁和三年八月
武徳殿有鬼食人是則大臣以下六日帝崩御。真微
云云

昔今春上。仁和の帝みかの草摘むわが衣手に雪は降
なるたりい事れはなくしはるるとよよへうわ
仁和の光孝乃帝やみくよ秋はもとやまるるきいふと

新しの時しぶ菜のつぼは法師云。賀茂の[illegible]後へ出て[illegible]
なし一人日は菜羹を食べ眼[illegible]長ひと一日病[illegible]
と云ひて七種の菜羹を食べ眼[illegible]長ひと一日病[illegible]
用ひ来たりぬ菜羹を細[illegible]云賀茂の[illegible]
学者のなり[illegible]

弄月亭[illegible]——公例也云云

[illegible]

## 中納言行平

姓在原仍号在納言

平城帝孫阿保親王子。母伊登内親王。桓武帝女也
在原姓三代實録云。天長三年親王上表。於是詔賜在原朝臣姓。略記
定家卿天福本歌物云。元慶六年正月任中納言。寛平五年
薨云云。文徳実録時[illegible]
[illegible]
物云。学院氏人学校
勧学院之例所建立也云云。本朝文粋五。左[illegible]
作宅一區[illegible]学院[illegible]
言建立学院状[illegible]
[illegible]
古今雑別[illegible]
山[illegible]国[illegible]

が注ニ云。欲ヘの字ハ本ニ書ハ人ノ字ニ誤ル也。
をいへり云云。定家ノ卿物云。斉衡二年正月四位因幡守云云。
と詠ハ云ハ人はやどしの物云。待人宿ハ
恋ぶるやどしかへり来んとの心ハ物云。待人宿ハ
恋ぶるやどしかへり来んとの心ハ云云。
恋ぶるやどしかへり来んとの心ハ云云。
松を待ちて人をうらみ。後撰ノ云。四ノ句ハ
我袖ノ句ハ
所云。是ハ平家物語ノ
凡受領ハ一任四ケ年ハ
仕ル人ハ一四ノ人ハ
人数ノ鄭侯挽不安謝令推不去ト云ル。晋書鄧攸傳ノ
ノ今ハ乗ル四民ハ

を乗ル人ハ。此ノ民ハ本ノ家ノ代々ノ名ノ編ニ
を注ス。

## 在原業平朝臣

在原氏五男仍号在五中将。本朝繁盛惟清抄序環翠軒記也

行平ノ冊第五男也。天長二年ニ生ル云云。定家ノ伊勢物語
勅物云元慶元年正月十五日左近衛中将。同四年五月十
八日卒ス五十六云云。無明抄云業平中将ノ家ハ三条坊
門ヨリ西ニ高倉ノ面ニ近クまで住リ云云。かゝる所ハ
乃社ハ云云。行ヒ云云。住ル所ハ左京
ハ業平ノ善提処ト云云。又和加左京
三代實録云。業平侍従貞国驃放縱不拘畧無戈学善作和
哥云云。古今序云。在原ノ業平ハ云云。
何ト云云。
云云。伊勢物語奥ニ云云。或云在原中将自記云云

ちはやぶる神代もきかぬ竜田川
古今秋下。二条の后の宮の歌合
きくもくるしき立田川よ
を彩りて流る。業平朝臣
あらしは荒れあらしよ
山あり。千早振とは神
乃流れ
あり。定家卿
あるあらし。庵紅
山おろし
んやうなれば神代
うしとし
いり。宮城
ちるあ
からるゆ

てこと葉もきこえぬ
大切なりとあり。
歌大意乃義
物を伊勢物語
ふ
あり。これ
宮平乃宮
乃河も
ま
わ
円
古今歌語
竜田川
乃
定家

## 藤原敏行朝臣　能書哥人

[illegible]云南家祖武智麿六代孫也從五位上村田孫桜
察使陸奥守富士麿子也。冊紀名虎女云左中將。右衛
門督大内記より任と從五位上云云。拾芥抄云至延喜七年
云云。此時卒也。藤原姓。姓氏録云天智天皇八年始賜藤
原氏云云
悪案大職冠鎌足更中臣氏を藤原氏に改賜ふ
等云云。武智丸南家房前北家宇合式家麿京家四家相分
[illegible]。葉平の妹のまなりあるを
[illegible]乃生[illegible]。宇治拾遺云ときもつ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

古今亦二。寛平の時ことし乃宮の合乃事
蓮の魔同じ。寛平の京人ハ百度しぬ六ゆ年九年し
寛平ハ宇多天皇ゆ年乃后ハ七条后温なり
伊乃宮乃宮より法とゝ乃ゆ法師より
業さんやといろんとその序よ云。伊勢物語序文。師
法云。屋乃めりどうゝへめとゆ法師ゆ通
るとあるゝかゝん。屋乃多ゆ同ゆ雑がみるめのくぐからぐ
なもなる乃自由ゝかゝいゝくぐゆ業ゆ業乃ゝ
ゆ法さんゆ代ゆくゝゝゝやあふうなゝゝ業ゆ自
由ゝみるゝなよとなる乃ゆゝゝ

## 伊勢

伊勢ニハ伊勢国の皇所とあり　ゆ物語ゆ伊勢乃法もあり
伊物ハ云。真夏四代孫。大和守継蔭女也　於ゆ云伊勢
守菅原継陰女ゝ云。伊勢家集ゝいけれのは河のあ

ゆちん大ゝやちんとゝゝゝ

[illegible]

## 元良親王

三品兵部卿

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

師匠今こんどいろいろ人々行脚し、こゝ明石にと行出ることなり　ほ[illegible]今こんどいろはりを命ぜ行事商人さくさくあれし

文屋康秀　家文淋

序抄云先祖石見守部類云元慶元年任縫殿助古今集に名を何孫と云古今云陽成院時人を京家真名序云文淋上詠物云俳名高云ことばゝ[illegible]して其さゝ[illegible]商人[illegible]

がごとし云云

嘆わびぬれば身の苦しきを[illegible]

古今抄下書云　見へ貫よし云ふ[illegible]家の頼合の[illegible]

見貫家　孝子二皇子母女御班子伊野親王女云云

家集古今序六歌は聖人の苦まとあり伝抄云業平

完[illegible]

こゝおもふ[illegible]抄乃苦まとは貫之の歌一ふり云云嘆うよ

は[illegible]と云やうに乃ふ[illegible]むべなるかと云ふ[illegible]

云ふ[illegible]宜應諾伝字也云ふ[illegible]

抄乃[illegible]色乃[illegible]

と云ふ[illegible]

て嵐乃[illegible]と云[illegible]

[illegible]と云ふ[illegible]

大江千里

伝抄云大江音人子也音人[illegible]

千里、伊豫守正五位下或従五位下門蔵少允作者

部類云延喜三年兵部大丞云云　於芳初同ら

大江氏或説云桓武天皇延暦九年冬十二月初[illegible]原

真仲土師菅麿改其姓為大枝朝臣是大江氏之始也云

月みれば千々に物こそ悲しけれ　我が身ひとつの秋にあらねど

古今秋上　是貞親王の家の会合のうたとて読める

ふるさとは花すすきのみ秋の風　ほのぼのと月の出でぬ山の端

と云歌なり　師匠は乃ち歌の道を

云ふ　古歌云　月を詠ずるに　乃ち風なれば　うら寂しく

物悲しく　乃ち哀なり　乃ち哀なれば　うら寂しく

物悲しく　乃ち哀なれば　物悲しく　乃ち哀なれば

乃ち哀なれば　物悲しく　乃ち哀なれば　物悲しく

是案ずるに元和以前の神祭天皇とゝ作り
又云菅原院、勘解由小路南烏丸西一町。菅原氏
所。或云参議是善家也云云 御述作の物和歌六
菅家所集詩文 菅家文草 菅家後集 於太宰府所詩文
菅家万葉詩哥 文徳實録 諸儒考云 国史類聚二百卷
文選文集等乃五菅家乃作なるべし
菅家文草 第一 齊衡三年乙酉 于時年十一
ゆゆし月夜見梅華と云ふ月暈如晴雪梅華似照星
可憐金鏡轉庭上玉房馨 又天安二年戊時十四 臘月
独興と云詩 氷封水面冷無浪雪點林頭見有華乃句あり
山乃朔詠 元慶六年渤海国乃使者来朝也
て菅家乃作とみゝ白楽天乃作ありごいてゝ
菅家ごとしるゆゑ 菅原の氏乃中より大臣了位
名答ゆゑ人乃作なるべし 稚乃法を称ゆゑ

菅家ごとも菅第桐とゝもとゝり 菅原姓ゆゑ
扨云 天穂日命十四世乃孫野見宿禰 尚孫垂仁
天皇御宇螺五師姓十八世 吉人天平元年六
月廿五日改称菅原朝臣
古人ゆゑ清云乃意なり 菅原ゆゑ大和乃名所
所ゆゑ人乃名所に姓となり
ゆゑ菅原ゆゑ向山乃名所乃神社乃名
古今羇旅 朱雀院
ゆゑ向山ゆゑ作乃歌 菅原乃所云
扨云寛平乃比章なり 朱雀院ごとも拾芥抄云
累代御院 一条南朱雀西四町 四条北西坊城東云云
ゆゑ向山大和ゆゑ立東大寺云云
ぬさは麻ゆゑ幣ごとゝ出御ゆゑ小鳥ゆゑ
幣帛ゆゑ 旅乃哭を祈ゆゑ通

祖神なりと申すこと神のまにまにくらは敬仰の
心意なり仏のまことにとこそ仏菩薩の神通
なれ乃ち仏菩薩の神通なり仏菩薩
乃ち神なれたるしるしよ私乃ぬきとしわあへ兵仏
而山ていりしなりさわとて神の一礼なりこし
あるべよなるねばおもおりしそこの法乃ゑ紫のこと
乃ちなれをそれをぬことおたしりて神の
ほらこの乃ちこりたのしとれのわ山ちこ供奉
をたしなきもの義なり神ていは向るも礼なり
礼義乃ちたそうなはわ者家の法論ま
ては志感あるこのなるこしちこ味つて
古こ義をこ者をたにねもゆこ乃ゑをぬこ
どを向こ教しいよ乃ゑ乃ちなり 勅伝
乃ちよぬこちあれど拝敬 彰義いよ而山乃ゑ

貞信公　号忠平　於遠墓小一条右大臣　男五条殿

忠信公良房孫。昭宣公基経四男也。母弾正尹人康親王女也。九条右丞相師輔父也。文系圖云。元慶四年生。延長八年十月十一日天皇朱雀帝昇位。詔令摂政。兼平六年八月十九日太政大臣。摂政如元。元慶三年十一月為関白。天暦三年八月八日薨。十贈正一位。諡曰貞信公。封信濃国云云。九条遺誡云貞信公諱云。延長八年六月十六日辭靈清涼殿之時。侍臣失色。吾心中歸依三宝。殊無所懼云云

三宝者所謂神祇宝也。仏僧之三宝也云云

をぐら山峯たちのぼりたなびくあまつくもにはるかなるかな

於遠雑抄。序子院大井河行幸。

ぬばたまのくらなわとなりてあらせのみ雲をたのみ

とよりうしいくこと云云

彫昭云。序子院。号多。昌泰元年九月十日大井川行幸。

此河乃わたの乃序貫うち在古今巻同。大和物語云。序子乃幸乃ぶ乃もに行りて大井に行りたりけるよ

石倉小倉山こいとなりしかぶりかな　そでのうへ

乃幸もあんまりに面白あるかなるかぶりかな

奏しかるなるなるかなるかなるかぶりかな　小倉山

たれのしるしとなんありけるかなるかなるかなる

なるかなるかなるかなるかなるかなる

そめるかなるかなるかなるかなる大井乃乃幸

云云。天暦乃乃乃幸。院乃御乃のもの御幸ともにこゆきと詞

小倉山大井のうへまあり。

是とて乃なんといてかしこゆこ

うあり。ものもの。御幸ものもの

ものもの。御幸ものもの

乃石一も心あるかるかる

云

中納言兼輔　号堤中納言

良門孫右中將利基子也母伴氏作者部類云延長五年中納言兼輔三位薨云々従三位。左兵衛督。

みつのはるゝわすれてなつのあさいとゝ

新古今題一題　ゝ

ゝたてなつのあさ泉　泉河山城乃名所

見きゝくゝいたんゝれ　ゝ

いたゝみをゝるとゝるのよつとゝ

ゝれ原いはみ　ゝ

序序ゝ　ゝ

ゝ逢　ゝ

ゝ

ゝ

南院於称初云是忠親主家也。是系譜ニ[illegible]
是忠教主乃子[illegible]
[illegible]部類云天[illegible]三年六月十日辛[illegible]
[illegible]ばかりはみぞさびしさまさるわるる人めも草をうれぬとなりけり
古今和歌[illegible]乃[illegible]
[illegible]
[illegible]

古今抄下。白菓八、[illegible]ことにあらんと八雅楽
[illegible]のかしら。作物云。和[illegible]
[illegible]やみんとは童謡。みくぐわ
[illegible]云。白菓八[illegible]は菓子の名
[illegible]人とはいはるるなり。初菓八初穂なり。四
[illegible]。作物云。白菓八さわらび初菓
八[illegible]。[illegible]なり。[illegible]ばかり毎年色色わ
[illegible]。[illegible]とあり。[illegible]
[illegible]。[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]

法明門院中宮乃時六宮乃顕成卿[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

## 脊道列樹

市物云。新名宿禰ノ男云。從五位下雅楽頭
作ル所ナリ。近ク[illegible]任ス[illegible]時文章生
山河ノ風ノ多キ所ナルニ[illegible]ナガラ[illegible]アル[illegible]ナリ
古今抄下志賀乃山越ハ・神ノ物ニ[illegible]白河ノ関ノ[illegible]
志賀ノ山越ハ・神ノ物ニ[illegible]ノ高越ニ志賀ノ[illegible]遠ク思案今乃白河ノ関ノ南ニ[illegible]
昔ハ志賀ノ山越ノ関ヲ[illegible]ナリシ[illegible]川百首六百番
合ニ志賀ノ山越ノ題ハ出ル[illegible]
[illegible]ハ・岸根氏[illegible]
[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ナガラ[illegible]

[illegible]
[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ノ

まうせそうしゝ六位傷乃新てみてゝ
久かゝのいろのゝちたまの日りちだ心なりいもの毒らひ
ちとまゝ下。桜乃色のちれとみてゝよんれゝ。久野
とは白とう雲といとんれ枕詞。ちだ心なりゝ浦だうる
心もなゝとゝ。下句云為家てよけ心ちゝ人乃心りを乃心り
と人乃為てよいはゝ山ちてちもてゝ対へ為ゝと
也。を乃心とみるのよさ新ちれゝ。年四ち星雅云堂乃えゝ
のゝなれ云の日よ何くゝ為ゝなる心となゝ義
らしと、下句云。下句云。所凡ち義ち学為ゝ。ゝ日新
ん優ゝゝあちりちはゝたちりゝとを
浦ゝ恨民いう者たるゝ。師説ゝ為ゝよなゝゝ
為むとゝなゝたるゝ。ゝ為ゝ赤松家口伝あり
振ちはてゝちゝばちりのゝちゝ民を乃心よ何ゝゝ
ん

## 藤原真風

山城云。演成。和寺式部卿曾孫相模守道成子也正六位
下治部少丞。作者歌類云。河内大掾治部少輔。藤原
系譜云下野守号院政太
新撰のちちちゝ人よ撰んゝる歌乃れをゝ乃為ゝなる
古今雑上題ゝゝ云ゝゝる歌ちゝ序ゝ云ゝ為ゝ
ゝゝれゝゝゝ人ゝゝ歌ゝ山せゝ歌云わの序光ゝ法ゝ占ゝゝ
ゝゝゝ

[illegible]

紀貫之　古今撰者第一也　童名阿古久曽麿

御物語云。孝元皇孫武門宿禰より十一代苗裔也。

紀末道孫望行子云云

悪業一説云文鞆子長谷雄男也云云。然ども文鞆ども於業

八花先ども天暦乃比乃人なるもの歟。

貫之は文章ならず不害

古今序云御書所預云延長八年土佐守より任国

紀氏新撰序貫之撰云。玄蕃頭従五位下云。作者部

類云。天慶八年三月十八日任木工頭天慶九年卒云云

古今序真名云。先師柳本大夫云云

悪業貫之ども人丸と世代くらべに成る事ども其風流其風

をとゝ歌の師と仕る事ども世代くらべ祖父乃孟文代

近代秀句云定家卿作貫之の哥ども心ばせ

ども及ばず。詞たゝく姿面白き事ども

条情妖艶乃体成ども人びとれたりこの方に真流れ

を受るもの歟ひとくに公海うみ山むく云云

袋中子云朗詠江註云四条大納言公任卿六条宮具平親王
云云貫之も歌仙也。宮云人丸よりこの方。納言
ちかゆきこの方。貫之歌十首撰日吉合せ。
八首人丸後。一首貫之後。此外貫之
[illegible]。貫之明神云貫之[illegible]本住
吉社家乃ゆき勘解由小路より東小路より東洞院云云
人きいと心もとなくぞ思ひつる
昔今をとこ初瀬にまうでけるに、やどりを人の家
家のあるじ、かくとしらでよめる
[illegible]なんやどりきあるとこと云
[illegible]
[illegible]云家集云むかし
[illegible]初瀬[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]貫之[illegible]
いさはせにしらぬ[illegible]
[illegible]
[illegible]

清原姓 天武天皇皇子舎人親王御原王孫真野
賜清原真人姓又式部王曾孫峯成賜清原姓云云。
大系圖云 舎人親王―貞代王―有雄―通雄 賜清原姓
海雄―房則―深養父 云云 愚案通雄不見紹運録

市初云。先祖不見。一説豊前守房則子云云。従五位下
内匠允。于時蔵人所雑色云云。作者部類云。筑前少
海雄孫豊前介房則子云云 大系同云。 井蛙抄云
深養父ハ神陀落寺ハ小野也。深養父歌多ハ敬
山里ハいつもさびしけれ。宵なから月やとるらん
古今 夏ハ月乃出ぬる後乃ほとゝぎす
哀心もさまぐ宵なから月乃出ぬるまでは。たゝ夏ハ
夜なるゝ月乃面白さたとゝ宵なから月乃出ぬる間
夏ハ夜なるゝ月乃面白さたとゝ宵なから月乃出ぬる

ハはあらしの山のもとの新月やまの端ふかく
月やどりけり。新月ハ月やどりけり。
月やどりけり。
春乃月ハ月やどりけり。
春乃月ハ月やどりけり。
春乃月ハ

[illegible]

## 右近

[illegible]

作者部類曰く　藤原系圖云　真作――二歳

嵯峨――子葉――秀縄　贈近衛人　右少將　從五位上

[illegible]

[illegible]

[illegible]

生の小野君にあるべきを。はぎ茅生とは淺茅乃とくさ
ゝ。篠原といふのゝ篠生乃篠。篠原とは茅生乃ものゝ
席なり。ゆゑ古今集よりはぎ茅生乃ものゝ席ぶく
と人もとゝ。やはり小人なり。見とをかゝ傍。
ゝのもゝはぎ。あまりゝとゝんゝ呼ぶ
人をゝもゝ。はぎみものぶ。皆ゝのゝ
ゝは思ひてあるべきものなれば思ふ
心ゝあまりゝ人乃ゝ
ゝ。定家ゝ
なりとぶ乃ゝ
枕乃ゝ　京良新
乃ゝ
平乃業盛　赤堀業盛這也

はぎ茅生とものしの
ゝなりとぬ

清和天皇孫貴王興雅王孫平篤行乃ゝ
従五位下駿河守ゝ大ゝ
ほ擬業ゝ八ゝ業盛王ゝ
大君天暦曰之帰本姓ゝ　市深ゝ貴文之
思ふれどいろよ出ゝ
拾遺集ゝ一天暦乃ゝ
合ゝ。はぎ日ゝ
紛ゝ
ゝ人乃不
ゝ
ゝ
ゝ

[illegible]自分ハ高貴ヲハ不執云々

## 壬生忠見

市村云、本名忠實、忠峯男云々。天德二年任摂津大[illegible]。袋中子云忠見童名タベ云々又云忠見幼少乃時門裏より召あり。並ニ京物而羅系之由申云々。行馬ヲ京て[illegible]行馬ハ[illegible]行て[illegible]

[illegible]云

袋中子云忠見貧敬ヲ[illegible]て住田舎之也而天德哥合之時有勅被召上朱雀門曲殿宿ヲ[illegible]乃裏衆のまくらて仰乃小袴衣を今ヲ[illegible]

高ヲ[illegible]ハ高ヲ[illegible]と云[illegible]ハ遠乃字也[illegible]名乃立中[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]人[illegible]乃中[illegible]と云名乃立[illegible]

[illegible]ハ[illegible]

[illegible]

袋中子云故人語云兼盛ハ母方之流思云云[illegible]元輔歌之如此

## 清原元輔

[illegible]

袋中子云[illegible]ハ[illegible]云深[illegible]孫[illegible]ハ[illegible]子[illegible]云云 肥後守下総守。従五位上作者部

業ハ不可堪平ハ偏ニ尊之龍
ト思フ附ニ為ラ
孫ノ沢見えき

類曰く法院奥云ふは何門様。系図云深草氏
父孫敦忠子云於茅云永祝二年六月卒七十一云
八雲市物云梨雪五人感わらといへども彼古
今乃四人てなべて奇人なりち云
出てもれべて奇人なりち云
ちぎりきかなかみ袖をきりはし末乃松山波こさじとハ
ほ松山へめ立四ふうはりうはりはれ人工
なりりしこと云
ふるりとなかとくしまりとくりしこと
ちぎりかなれ云袖りてあれなとこそ
てハ立こしきたるなれ。末乃松山奥加ふ。
ふはまちち市物云方緊工男とこそ
わがきてまで末乃まつ山波しらなん。ふ云乃事
ふはは波のうんとよわりきりはんと云

事ありき。はるとしはりしの心し。男女乃契
里乃ふるまて成未乃松山波こあれとこ。花奥後
物。神中物ちり五。哥やき師侍。かりうりみりふ
ふるこ中乃なこ世めなこ
こうやなどなりふちりかなりかなりかな

[illegible]

[illegible]

中納言補任云天喜五年三月廿九日叙従三位任権
中納言元七云云同六年三月薨卿八 敦忠卿乃子 号
西坂下 [illegible]

[illegible]

拾遺集云二首 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

乃あれもてみまほしくそこの恨し侍るとも。東帯縁云一
旦乃ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

八幡[illegible]

於[illegible]

[illegible]

河原院於[illegible]云六条坊門南万里小路東八町[illegible]大臣家東六条院[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

## 大中臣能宣

伊勢ノ祭主　[illegible]五人こ一人也

市物云。天児屋根命より十八代正六位上輔道の孫
神祇大副祭主頼基子也
大中臣姓ヲ下部ト云。天児屋根命十八世孫常盛大連公より云
人。中臣氏ヲ欽明天皇ニ授ケ給ふ。故ニ中臣の姓
を賜ふ。大織冠乃河内原の姓となる。大織冠鎌足三男也
お大連乃子意美麿亦中臣ヲ[illegible]神護景雲二年
意美麿乃子清麿中納言ニ[illegible]大中臣ヲ[illegible]
[illegible]。系譜ニは四子大連ヲ可多能祇大連のよし[illegible]
[illegible]系譜奥ニ賛[illegible]大[illegible]。系譜ニは神祇大副
[illegible]於茶物云四位二[illegible]月九日卒七十三[illegible]
八[illegible]
[illegible]

[illegible]

## 藤原義孝

号後少將　兄挙賢号前少將故也

従五位下春宮亮云云。栄花物語花山巻云。ほのうねちおぼさるるくらしよりはみかきまいりは呼ばれなりなどとのみ聞こえさせ給ふ。作者部類云。天延二年九月十六日卒云云。北史云云。袋中子云云。孝子伝云。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]命さえながくもがなと祈るかな
[illegible]なれもまちわびぬらんはるはいまは
[illegible]なるべし。呼法しこのこころをか
[illegible]はいのち長もはかりしれず
[illegible]ひさしくあれとみまほしけれ
[illegible]命さえながくもがなと祈るかな
[illegible]なれとおもひ侍るゆへ
[illegible]ありぬべしとのむしぬはあるべしとも
[illegible]ふんの切なるまて
[illegible]ながくもがなと祈るなり
[illegible]ぬ。ひふとかくるぬと
[illegible]ふ。
[illegible]ひ心あい給り

藤原貞方　時代不詳　社人也　後拾遺等に入り

法師云。小一条院左大臣師尹公孫侍従定時子也母左大臣原雅信公女。右中将正四位下陸奥守也原四位十二月於任国卒云。部類云。藤原系図云。長保元年二月廿六日於任国陸奥国卒云由国三月到来云云。袖中抄云。この中納言陸奥乃ところの方花みんとて大江中将[illegible]かへる仁也仍[illegible]云陸奥守侍従国のありしこと也[illegible]軍に合戦おこして国中[illegible]ありしが責上りて[illegible]方行成と同時之歌上人云[illegible]行成卿冠[illegible]
[illegible]
[illegible]

まいりて陸奥守うなゐ行のはさまれらしに出
先にて人さまれぬるらしに出てうせ人やうに陸奥絵
云。貴方中將の京墓はみちのくに行るなるとて行へ
ゆき行。誠うや義人乃物語ならたるはでに陸奥書
う成ぬるく侍れなれ。うばは世までも名のつぎあ
恵盤長人のおもかげとなれば花のごりくふみりかぎで
行るなるに。貴方乃中れ乃物語の歌のはあるいのうらふお
はるぬ。くとを誠う行ばうばとなるうけばうとしを國の
世の人を行るぬ。ゆ。或説云。貴方笠原の郡
祖神乃宮と下るなくしうとなり又乃れ
ぎ。神まうしうとうまうれうう実方卒去と云
う実方乃家真社乃かこうまうしうと。
新左と云傳紀うみちのくに行るなる野中
う実方れ家しうあうに落ぬぎ乃人の
おもとみうう。ふちもとに長名ぎうはとうを
松野いまうなかうとみれとありは作う落る
う行う。墨行う。
ほ松ぎうは。云傳がむうよ
なりぬるうみうう。世名者ゆ。或人云。備前國
みちのくれるみまくうちうう何うあ月者宗
ぎに蘿うふ市れぎあ。しうれうふを
町定乃官云ぎ。ほうはむ。しうふうぎ山
云乃ぎ。ぎうぎ民物中ぬの法鉄の法とふ
きあや先山く物成弱く山ぎうあ松ぎ仕ぎ
あや先なうしう成り行りうう何うばあうれ
居のうれがぎみと云物あうばとれを山ぎと行うう
うう山ぎと先て行るとうとうとうれ中ぬの法鉄
云う。貴方のうれ云云童蒙抄曰く
おうぎだうえやはいぶうのさうも三ぎなとぎを

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右近大将道綱母

[illegible]

孫たち衛門佐倫寧女也。母、山城守恒蔭女也。東三条入道兼家公号法興院摂政ト云ヘリ室。本朝古今美人三人内也。

大殿云二ツ男侍奥ヲ侍寧乃めのとなり

[illegible]

乃上ヲ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

儀同三司母

前掌侍貴子　高内侍後拾遺

法師云高階業忠後号高二位母也。中関白道隆公室。儀同三司伊周公中宮定子ホトヽギス母也云云。大鏡云。高内侍事

[illegible]

儀同三司

四月十四日有叡老好太宰府見栄花物語浦々別巻同三日

四月十五日帰京号帥内大臣儀同三司云云

墨書織原抄云帥内大臣伊周帰京之後寛弘二年列朝参

大臣下大納言上五年進大臣賜封戸一千戸自称儀同三司云云

儀同三司と度三云と儀同しと云心也。伊周云よりたゞ

[illegible]

三司と云ハ名別乃事

[illegible]

新古今京こ中関白道隆公の帥

[illegible]

法物云々〜〜〜

乃とくいてるもつるんぐ
ぶてて首尾よくまさるまく
ぶるや

和泉式部　上東門院女房　馬寄内侍

はかなき大江雅致女母越中守保衡女。昌子内親王乳母　和泉式部
道貞妻となりて仍て和泉式部と号す。小式部内侍を
生む。紫式部日記に云。式部
赤染衛門多　識仏教者　一口に論式部は
人をいふべきようとて云。式部は
紫式部日記に云。式部は
こゝ行ちぶれぬるかな
同じ様なることゞ
ゆくゆくは人
とて行る。於書家　住空上人の
とて行る。

あ

いかばかりこの世の中の月雅致女式部云。
式部辞世　火も水も
しることよりはさ程まどふこの世
ほ於世ことゝもこゝ
ぶてちれいなる
ぶてはしるれをぞ
おなじ世の外と
死なんなどは
こるあはまよりしまよとし。
云ひとこゝ
除切乃
紫式部　号藤式部　上東門院女房　保衡物語作者
勅撰寺元祖良門乃末。中納言藤輔の孫越前守

為時の妻。母は橘庸の守忠依の女。大納言依宣卿の
聟にして大納言と生り。河内守元輔の家に殿上
殿の方従五位備子左大臣雅信の女の乃官女なりし。故に上東
門院に仕へ給ふ。紫式部日記と号する故に。紫式
部と云ふ説あり。一説は藤原氏物語の中に紫の巻を
作る事侍なれば。この巻を作りし。一説は一条院の
御乳母の子なり。上東門院にまゐらせむとて。わかゆ
の巻をのこし給へりしを。ふの故に。
むさしの巻をしるし。一説云はく。紫式部と云ふ
名。幽玄なるを。てゝ。
まゐらせ給ふ。
紫式部日記
新古今雑上。はやくより。
人々に仕へそめしかはの

を斷殺あるべきものなり

大貳三位　号幸齋・河海

源物語云内大臣高藤苗裔指中納言右輔
孫右衛門佐藤孝母紫式部云大貳成章
妻あるを仍て号大貳三位作る乳母作る
貳國章を云ふ物語云後一条院乳母作る
類を云ふ後冷泉院乳母を狭衣作るや
狭衣ものがたりなる物語なれ孫なるべ
しいなれさ原風なるべ人を云れやいま
ほ物語云ふ　かくなるまれなるまれ
なるべいなるまれなるまれ
なるべいなるまれなるまれ
なるべいなるまれなるまれ

源物語云有明月狭名野皆梅ほ宝乃名ほなるべ
うよりは無原山くに風乃音乃うよりとうるいひる
ていでうれよどうなる　いでしはは物語わがんを
身はふはなり　いで人ものがたりなる　いで我
を人なりうえうなどなるべいなるべ
うんでうり乃序うあんいてうよ人と云れやいまる
かがくなる男乃かうるべなるべいる我
振てわのん我述おもれやかくいる乃よ人を云るく物
やと男よあるべいるんあり

赤染衛門　上東門院女房　栄花物語作云

伝物云光孝天皇孫葉従五位上平篤行孫兼盛
作者部類云大和守赤染時用子　賢平兼盛母云

仲子云 赤染衛門赤染時用女也依歴右衛門尉志
ホ号赤染衛門實兼盛女也離別彼母之後称右女
子欲尋取之処母情而称不然而後時用密通弥称
兼盛子之由深称時用子云云又云江記云良暹云和
泉式部赤染共以高位也但赤染舊司殿御屏風
二首之中ナ首秀歌又高陽院哥合之時多秀哥如
屏風式部不可及彼人云云無名抄等 紫式部日記云母
屋ものの内にいとうるさく殿わらなどの匠衛
門とかいふ侍るこそ
みちのくにうまれたるよ
みちのくにうまれたるかきりはいとなるものか
もののもとうれしうの物はさるものとて
侍るなるこそ
侍るなる二中の関白わかるる侍るとぶ
ある人ものいひ侍りけるを
あはれ侍りけるとて
ものの色てらぶらんふかりくよりあれる
聖徳太子云中関白彼兄弟女忘給後彼女奉宮関
白日暮巻上南面簾詠屏然間直衣人寄来香甚女有
収心會合其後夜々来但暁夕無車馬音以長緒着針着
直衣神朝此緒留南庭樹上其後無来度是魅之所為歟又
懐妊臨朝産一胞夜用見之多有血無他物云々見赤染記
やらくとてはは獨豫女ぶしていねんよとしぶ
云やとてもいねぶてくぶ
ほ仏ぶるし云ひもぶ
ものもいふ人ともぶ地ものてさうも
ふ云ひ侍さえかぶ
らみりひ山ものもくし
ぶるもくんもんさるぶ
うも色師位はぶ
ある人ものいひ侍りけるを
あはれ侍りけるとて
ものの色てらぶらんふかりくよりあれる
聖徳太子云中関白彼兄弟女忘給後彼女奉宮関
白日暮巻上南面簾詠屏然間直衣人寄来香甚女有
収心會合其後夜々来但暁夕無車馬音以長緒着針着
直衣神朝此緒留南庭樹上其後無来度是魅之所為歟又
懐妊臨朝産一胞夜用見之多有血無他物云々見赤染記
やらくとてはは獨豫女ぶしていねんよとしぶ
云やとてもいねぶてくぶ
ほ仏ぶるし云ひもぶ
ものもいふ人ともぶ地ものてさうも
ふ云ひ侍さえかぶ
らみりひ山ものもくし
ぶるもくんもんさるぶ
うも色師位はぶ

ねなのあしたやとかたらひあくしたはたかつてと
月なすなれはかすもしをうみいひやりしなり。
かつらまさうなるみやびとそんなのあ
りてあそれかつてをのくらはいと
で。月なすなれてやしらひめうちうあと衣て宇由。
やはりそでねなん物かはの縁ひさうあとをつ市をは宣孝
小式部内侍　上東門院女房
はかの云。橘諸兄十一世孫。橘仲遠孫。和泉守道貞
子。作文歌類はは陸奥守とし。大二条関白教
通云乃ひとしい人をてあつしし。ばかりは陸奥
てあつ。あ百乃年保河乃在府頼宗てうしい給
しよし。保於世とうみをくう。定家密都云小式ア乃
門伯和泉ア乃ことなりてをうをとうをとを

それてみ来郎の通のあとをみちんとをみのあがさと
てはりちんとく
大江匡衡のみちの成ちれ
重宗雅とは和泉ア保留
はりちれはは。ア乃合乃ありちに。小式ア内侍
よみてとをとをはは。中納言定頼宮の
てをとをでまて言をと
なちちんやはいちをとを。母はくをくはは
なくはちをんなとをはやはにをんを
ちをはれとを
はかの云。和泉ア通貞わをわくは有宗保昌母
てをてくをくをくはる。ちをみてをはて
はは云合の人をりへちれるし。ちをいくをせのふをは
物云ぞをを小式ア乃ちをあれをを。母乃和泉ア乃をを

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

奈良都の元明天皇の御代なれば、[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

## 清少納言　附紫式部

清原深雪文章博士。元輔が一条院皇后宮定子の中宮白道陸奥守貴族也。是案[illegible]物語[illegible]の女御の淑景舎定子の妹[illegible]宮定子の[illegible]四年八月[illegible]

[illegible]

出家[illegible]帝の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

七月卒去。袋中子云。道雅ニ位ハ帥ノ門大臣藤の
息也。八条ノ山花ノ傍子ノ絵ヲ寄合ウ歌
名ヲ撰ビ侍リシニ。花ノ傍子ノ絵ヲ書シム。花ヲ篆書ニ
花永 経衡朝臣家集等ナリ お註

こゝたゞおりいたゝあんこゝろをゝばてなくでいふ洲
原於道雅ニ。伊勢ノ内宮ニ詠ノ歌ノ内ノ
ゝ人ゝとゝのびゝかゝいるゝ紙おりやゝもし
きゝゝめゝゝゝもりめなどつけさせるいう 也
びゝゝゝゝはゝどゝゝゝれゝばゝゝみ侍ゝれゝゝ

悪業ハ密通ノ事ニ業花物語玉村筆本絵巻ニ
ゝゝゝゝ寄院第一皇女常子内親王ト
ゝゝゝゝ

[illegible]。寛治二年七月十八日薨。
[illegible]
千載集ニ。宇治川ノ川辺ニ[illegible]ノ網代木
網代木ハ物ニ。近江ノ田上河ニ[illegible]
[illegible]ノ奥ニ宇治[illegible]
[illegible]ノ宇治川ノ網代木ノ[illegible]
[illegible]人丸ノ云 武士ノ[illegible]
いさよふ波のしら糸[illegible]

相模 号ニ侍従 [illegible]集ニ名ヲ[illegible]

作者部類ニ。源頼光ノ[illegible]入道一宗ノ母房。袋中ノ
云。大江ノ匡房ノ妻ニ云 資房ノ為相模守[illegible]号相模
本名ハ侍従

曼荼羅ニ資房ノ薩ヲ守護ノ[illegible]
任四品[illegible]
相模ト恋[illegible]
[illegible]

袋中ノ云ニ[illegible]
[illegible]
[illegible]
殿中歌[illegible]及ト[illegible]
八雲ニ[illegible]
上古ノ[illegible]
又也久ニ[illegible]
相模ト[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

はなの元大宰ハ行ちかの順遠乃峯と云て云へとは吹乃峯と
ゝひ侍へとは遠乃峯と云ふ乃峯なるへし。ちかの名
ぬ後とは源山木乃中をみなれどおなしことなれ
ゝ
ゆゑ山きはなの元花ちかなる人もなりとは只今我
六花ちかなる人なりと云てんてもとこれも
我ちかなる人あるべき心ともわるしされどもろ
とともにあそれとなくといふるしの一条院乃は孫三井
寺法師院乃門をしやべるなるよ人の体身とやたゝ
峯ゝいりのあゝおくをたのふれしもかれ後をとゝ
まひ者とよのさるをとゝくゝなりひ入ゝ人作ゝ
ゝ一ゝはれさるわるやゝ人のりゝたゝこと心ゝなる
るちりゝくゝとるるとべるるとゝ京也元庭つ
ゝ形今ゝを名を志ゝめ源ひゝりゝる人作ゝ
れと枝ゝゝ、これ仏ゝるものをゝ心ゝとゝ侍ゝりゝ

## 関白内侍

号仲子 後冷泉院女房 作者部類 赤白可院女房

法橋元一品式アつ菅原親王七代孫安芸守重義孫関
白守継仲女元大系図四ゝ 作者部類元関白守棟仲女元
貌中子元堀河院乃中宮乃御方ゝ今波給ゝ義人
永愛を以て御ゝあゝ菅乃内大臣乃中てきいれ
と侍ゝゝ第乃ゝゝ関白内侍給ゝ
れ小大臣をさゝ出ゝ。元ハ堀河院乃女房宮仕
物化を給れゝゝ。
彩乃さのゝ者と侍る家ゝ冷泉乃堀河小ゝ西との離
元 後世物語元



さ乃第乃第ゝゝなるゝ花ゝかひなくたゝんゝゝ丹れ
千載雑上。きゝゝぎゝゝゝ一条院そ
ゝゝあゝゝこゝあゝゝゝ物乃あゝき表ゝ一条院そ
ゝゝゝゝゝゝゝゝ侍ゝゝ仁関

坊乃門侍より[illegible]。牧を小とゝのびやかうつて[illegible]
中て。大納ゝ忠家ゝ[illegible]ゝてゝかいをとみを
乃ゝゝゝゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

光ゝて三宝乃山乃石乃ハ三田乃河乃ヨリ見たれたり
ほ於遠社下。永禄四年四月裏乃歌合ゝ。奇山ち師
恒光ゝて三宝乃山のそゝ乃ちゝ見ほとゝてうの山の石乃紫
乃ちりてなびれまりゝ。立田川乃錦とゝ由るゝ乃ちる
いとで流れまりる風情とゝ。せまる。絵図が彩色
へし。古歌云山ゝ古今人丸乃ゝり 立田川ゝ乃ちる
ら神南備乃三宝乃山ゝ可角 山ゝ。山ゝ乃
只問節乃宗乳ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ
つきなりゝゝと法ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ
上古乃三風体なるゝ

良選法師

作法歌類云文殊洋毋寶方、泉、童女白鷺ゝ。絵
図別當ゝ。ほ於当ゝ大原ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ

袋中子云人ゝ大原ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ
後頼朝ゝ乃ゝ俄ゝ乃ゝ下馬ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ
選ゝ回房ゝ。いそゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ
るゝゝ。伴乃良選ゝ乃ゝ房ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ
ゝ乃良選ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ
ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ
又云。住吉神ゝ囲碁良選ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ
云ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ良選ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ
ゝ乃ゝ囲碁云癖ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ
れゝ云ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ良選ゝ暫ゝ く紫ゝ又ゝ 風越ゝ
ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ
と作ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ
囲碁ゝ

ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ

[illegible]

## 大納言經信

号桂[illegible]

[illegible]

[illegible]

糸のあり[illegible]をあはせてあり[illegible]
わかくれなゐのこゝろをくるまの[illegible]
けふひさまづきく。やぶれのあなりともよ世迄
といそれなりぬ[illegible]
[illegible]
[illegible]

中納言俊忠卿の後成乃文也

[illegible]

[illegible]

[illegible]

源俊頼朝臣

大納言経信の男。母は高階成章の女。従三位左京大夫。従四位上。算博士。白河院の勅をうけたまわりて天治元年に奈良院失　山末髓脳　を名物俊頼口伝書を作る。定家卿で密勅を其身性能にて多いにいとゝ云ふ。時秀逸し。師の説を納て作る。又云墓俊頼乃子二代あり。人麿は俊頼の子孫なれば歌の道に達したる人なり。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

## 藤原基俊　後成卿、為世の師

堀川右大臣顕房孫、左二位右大臣俊家子、母俊賢卿
女、大納言俊忠卿、大系圖云母下総守[illegible]
従五位下左衛門佐[illegible]故後成卿の師匠金吾[illegible]
[illegible]保元四年出家、法名覚寂云云　後成卿
和歌師範二条家一流乃祖なり。和漢[illegible]
新撰朗詠　相模之　悔風物後成卿　小編[illegible]
定家卿代秀歌云云[illegible]
俊賢卿基俊[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

大臣繁前合掌[illegible]世[illegible]大系[illegible]以依[illegible]
[illegible]以維摩云八和[illegible]七[illegible]法[illegible]云真[illegible]
[illegible]

維摩經註維摩者梵語也此云淨名三惑已淨即是真身名新[illegible]
編即是應身此經是淨名居士所說故云維摩詰所說經云
[illegible]師乃[illegible]云[illegible]維摩云[illegible]
乃宣[illegible]
[illegible]延喜式云[illegible]真[illegible]
維摩會真聽衆九月中旬僧綱[illegible]先經藤原氏長者定
之但尊寺僧十人者待彼送名簿請用之[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

法性寺入道前關白大政大臣　忠通公　法性寺[illegible]

[illegible]堂關白道長五代孫知足院關白忠實公子也母從一位藤
[illegible]六条右大臣顯房公子也保安二年三月五日關白詔[illegible]
牛車同日氏長者同三年十二月十七日左大臣從一位四年正
月十八日為摂政大治三年十二月十七日任大政大臣同四年七
月朔改摂政為關白天治元年十二月七日又為摂政近衛
天皇受禪日久安六年二月九日又改摂政為關白康治三
年八月十一日上表辭關白應保二年六月八日於法性寺別

業出家法名円鑑　法性寺殿藤原忠通公建立
讃世殿　摂政従五位　後白河院
二条天皇　関白左大臣　藤原基房
後鳥羽の帝位に即給ひし時摂政
関白左大臣藤原兼実公　院位に即給ひ
関白左大臣藤原兼実公　院位に即給ひ
関白左大臣藤原兼実公　院位に即給ひ

[illegible]

崇德院　諱成仁　左位大臣

鳥羽院第一皇子。母待賢門院璋子。大殿[illegible]。元永二年五月廿八日。誕生。子昌受禪。天承元年正月廿八日。[illegible]。同二月十九日。即位。大治四年。元服。十二月七日。讓位。廿三。保元元年七月十二日。於仁和寺。出家。同廿二日。移坐讃岐国。長寛二年八月廿六日。於配所。崩。卒。廿六。追号。崇德院。

[illegible]

源兼昌

[illegible]天皇。諱。敦實親王。六代孫。左衛門督。從五位下。皇后宮大進。堀川院。百首。

あさぢふのをのの篠はらしのぶとも人しのばずはなにかうらみん

[illegible]

## 左京大夫顕輔　六条家和歌一流

藤原奥名苗裔摂津守沈孫六条修理大夫顕季三男
清輔重家俊恵師也。有家知家祖父。

俊成もとゝ[illegible]
風体とゝ[illegible]
歳ゝ[illegible]。詞花集　新院崇徳院　御譲位之後　故右京大夫顕輔
一人撰[illegible]大業元年六月二日奏[illegible]
[illegible]
新古今秋上。[illegible]院[illegible]百首[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

## 待賢門院堀河

待賢門院障子。大納言公實女。白河院御猶子。鳥羽院
后。出家。徳院後白河院二代母后也。作[illegible]部類云法性寺関
白猶子也云云。堀川村上皇子具平親王末葉六条右府顕
房孫神祇伯顕仲女也

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

後徳大寺左大臣　實定公

東宮大夫公實曾孫徳大寺左大臣實能公孫。大炊御門右大臣公能公子也。母中納言俊忠女也。正二位左大臣按察遠使別當云云。井帽子云云。法大寺殿乃西乃角乃方なり是法大寺乃左府乃[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

詩歌落月海屋梁猶疑見顔色是也。[illegible]

道因法師　俗名敦頼　現存和歌集撰者

四大臣藤公八代孫刑部卿敦輔孫治部卿経清卿子也。母長門守藤原孝忠朝臣女也。従五位下右馬助云云。堂上[illegible]

七八十[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

紀乃家の歌道を嫌ふ。後人と同車する人あり。
て墓後の家の歌ゆゑ。ものいふ人あり。後人其
河八十五年なり。時云六条家の云乃侍従の
ぎり〳〵金吾墓後乃身よりなり〳〵古と後撰
ものひ〳〵和歌乃一流をとゝのへ。これ乃しの世ゆゑ
二条家乃祖とあつぎまのわ。文治こゝ九月廿日
後白河院乃院宣ゆゑ。千載集を奏後乃ゆ。
遠世乃勅集のまゝ。歌撰が和歌式ゆ准を為
千載集言。後白河院乃法師給ゆ。遺仁こゝ二度
二百ゆ和歌ゆ九十首をのゆ家乃日記
ゆ歌。凡俗ゆ代乃歌ゆ撰ゆ。
八十云。後鳥羽院ゆ撰ゆ。
ゆ乃やうと学ひ後鳥羽ゆ
く後れ云。井性和云中納言入道定家卿

よ云進ゆる侍。西乃法師日本第一と称ゆ。
くいとゝ云。又ゆ乃ゆ云。
云。当世ゆ云後鳥羽ゆ。
ゆ〳〵ゆ学がゆ云。心敬僧都私記云。後鳥羽
ゆ云ゆ学ゆ乃ゆ。
ゆ乃ゆ只今乃ゆ云。
ゆ。明神ゆ
ゆ乃ゆ云ゆ。
ゆ乃中よりゆ云ゆ。
ゆ載集雑言中。
ゆ〳〵ゆ云。

を山の中にとあり。よ載集にも山の奥にもとあり。山中
隠栖。雲ゐ。雲ゐ市中。云々。世のうきをのがれ
おもしかりしに入る山の奥にぞ。庵の物のあるにまかせ
乃奥にもとし世のうきをのがれ。世の中
よ憂れいづくよりこそ。こゝろ
仏の道にいれそめし。心別に我集撰
あるところ俗歌あり。しかしと断歌あり。別勅撰
初出。名誉あり。ゆゑ撰。乃ちこゝ一首入る。誉あり
し成こゝ歌をこゝ。こゝ。こゝ。餘首加べきこゝ
院宣ありし故。又大首と加へらるゝ山とよ乃ちあるべくし。
於本朝説あり

## 菊原清輔朝臣

右京大夫。弘輔子。母紀伊守。紀寺女。大宮大后宮大進正
四位下。長門守。奥儀抄。和歌物語。袋中抄。述作物。
續詞花集。八代集。撰集。及びこゝ。先朝。
乃ち奥にもこゝ。乃ち。特に云はしめ。
つゝ人乃意乃歌を清輔。云文なるこゝ。
もし今。歌こゝ。
心体を存ず。これ清輔。
ずしこゝ。
云猶命云清輔朝臣云乃弘才を有ふ人。
よこゝ及ぶ。
ぞ皆こゝ。
なん作。
を乃意。
なっぽこゝ。

新古今雑下。題しらず。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

## 後恵法師

[illegible]

大納言経信の孫。後頼朝臣子也。無門関云、後恵法師家と高麗莞とたがひあり。又云、後恵詞、我人[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

衛府云々 俄発心出家 前に修行云々 法名円位号実
賢坊亦号西行 八十歳云々 定家云々 哥乃道を行
なるべきなり。こゝに其風情あるべしと云り。西行は
ふるき人。こゝに其乃ち雅なり。其乃ち近代まで人
むかしを乃ひ。中ごろまで遠くやゆかん。
又云 後成清補 西行法師 ゆゑの道を
ふるまひとは みるまねるなり。凡中世ちかく
うは。ふみちをは 慣るる人もまれ。そゝ 縫伝
いちうをあらぐあり。物 西上
人は 哥詠とよく〳〵 ゆれざまとゝ みちの
格をとゝ とゝ。心をつねをみるべき乃と
ゝ。ゆゑ。物乃ゝとの承徳乃例の
ゝ定あるべき

なぞ乃ゝとて月やゝあるべきゝ
る載集五月前 ゝ
ゝ云 ゝ
ゝて月乃ゝ
ゝ
西行乃ゝ骨
ゝ
ゝ
ゝ

後成ハ猶子實ハ後成卿孫海阿弥陀仏ト云ケリ
伝ニ云建仁二年七月十日午時計桑上左中
弁ノ輔入道寂蓮逝去之由云々未聞及炎凉之昂退云
已依爲軽服也浮生無常無不可驚今聞之哀傷之思
難禁自幼少之昔久相馴已数十廻況於和歌之道者
傍輩誰人辛已以奇異之逸物也今帰泉爲道可恨
歎可悲云々 寂蓮追悼之詠歌ハ
なきあとにとまれるものはかりにて行方知らぬ神の庭哉
軽服云々寂蓮ハ今ハいまだ盛人なり面白さ
も出来ル心あり ハ法名云々 ハ法名
師 寂蓮法師 仏事ハ下ノ巻ニ
ど惜古ヤ久しく待ちんとすれ
当ル寂蓮ノ云々 寂蓮ノ云々
歌ハ法師ハ

それどころにあらず 歌ハ
どと伝ハ寂蓮 同ハ
寂蓮ノ法師 歌ハ
も真墨ハ下ル
云々 寂蓮ハ
法師なり 歌ハ
人ノ心やうハ
云々井怪ハ云一条法
方ノ人数 加評判
ノ自餘の人ハ 寂蓮 歌ハ
毎日まいり 歌ハ
独詠 寂蓮
ノ殿市ノ母 房例ノ物
月ハ云近比 庭

乃口と同じやうにぞれ佐りを落て寂蓮母方をこそ
さりとも法所造て法いかゝあるべきのものおぼえ侍らの孫
口とは事ひとつにぞもるべとて兵部卿とぞ侍る傳伝が
しまるまゝにてくれ死まゝ法さるれの云伝ふてやあ
まらなるよ系のもくてかゝるの和と歌つとうこれ侍る記畧
むらさきの雲のあもまくこひあまよの紫る雲るの紫のゞ秋の夕ぞれ
彰古と秋下之十之の云ふ之仕宗公る付ふ云ふ云
伊勢云深山の秋の夕ぞ為たゞ今やの侍とあるる歌ちゝ
深〳〵て光てぞにさるちすゞと四成付て之侍ち秋ち深山よ
あるもの八秋乃夕ゝ村雨乃中之ゝ秋の之ゝ秋の之ゝ
物も雲乃之のるる秋と秋ゝ思べ一秋る面白くも秋〳〵と
衣も深〳〵侍へきとも事古侍ふ師と之夕雲ふとて
彼秋之山の云を寂蓮云ふ法定家つは百ふ
八ふ云秋分をよるまゝとに凡情雲情是よ之〳〵

# 皇嘉門院別當

皇嘉門院聖子法性寺関白忠通公女也母大納言
宗通卿女崇徳院后大治五年二月廿一日立后
安六年二月廿七日院号近衛院准母云云
別當是亨親王末孫大蔵卿師澄孫太皇大后宮鹿
俊隆女也

新古のあり乃うりねの一葉ゆへ身をしてこそ
子載京三 物故大大臣の時家乃云今うり藤宰
逢京といふ乃歌より云云
物故とは今の法性寺入道云関白大臣忠長兼實公也
子載京三物故前大大臣とあり
羅陵王乃笛乃とは笛乃名乃ふれ也雅楽之云
べきよまゝうこと云ふ乃也師徒雅陵王乃の藤

[illegible]

## 式子門親王　号萱斎院

後白河院第三皇女母従三位成子大納言[illegible]
母云々[illegible]院[illegible]
萱斎院二条院殯宮[illegible]
乃母なり[illegible]
人乃[illegible]
隆し後[illegible]

[illegible]
新古[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

## 殷富門院大輔

殷富門院亮子後白河院第一皇女母従二位成子。宗徳院
准后云々大輔ハ内大臣[illegible]九代苗裔白河院判官代

行冨孫從五位上信盛女也

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
集て六家集の中に[illegible]
[illegible]
新古今抄云。百首の[illegible]
小蔭 狭蔭 呼法[illegible]
[illegible]
[illegible]

多ら不寧ゆゑ[illegible]
ところあり

鎌倉右大臣　實朝ゝ童名千幡君　建保六年十二月一日任右大臣

左馬頭義朝孫右大將頼朝二男母北条時政女政子ゝ
右大臣正二位征夷大將軍建保七年正月十七日薨ス十八東鑑
佐物云此右大臣常聖井相国衣笠門府公三人定家卿門弟
之間殊上手ゝ務ゝ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]中納言忠教卿、[illegible]孫刑部卿輔孫刑部卿
頼經子母[illegible]雅世也云参議從三位蹴鞠和哥兩道の
人也 新古今之人数内一人也微少紀物歌云
雅經卿定家卿門弟 代々歌二条家
門弟乃ふ也只云嘉[illegible]あかつきの[illegible]二条家乃
[illegible]雅乃家ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]二条家とみより物しる 古今[illegible]
[illegible]院[illegible]乃[illegible]
乃日鞠あ[illegible]主と院国白[illegible]大[illegible]中納
言忠信卿 [illegible]刑部卿 家長卿 [illegible]
[illegible]刑部卿 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

新古今撰下撰者乃[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

前大僧正慈円

知足院関白忠實之孫法性寺入道忠通之息也久壽
二年四月十五日誕生 延暦寺六十二代坐主覚快法親王
弟子始名道快養和元年十一月六日改名慈円也
寿永元年九月十五日入滅 嘉禎三年三月八日謚号
謚号慈鎮 号吉水和尚

慈鎮和尚の云、法華経拾玉集に、六宗集の中にあり
物なれども大僧正慈円の作なるべきものなり
なのひとりのぼりさうひとりのぼりとなんとぞ
ものが物をいふくちびるにてもみ仏をしも
乃拝とぞよべよ
物不生なりこうれいせの民をうれひ給ひしこころをもつて猶
よ報恩の中数不知なりしかば法師なりしかば
我身我国下劣にいたりて
比叡山也 彼仏教 成就多羅三藐三菩提乃至一念
わが立給ひし寺あり世の人仏法あらいとなりて
袋中上人の云く、建立の精舎なりしかば
東鑑の云、成就多羅三藐三菩提乃仏とは常住正遍智として仏乃人
もなくなくもなくたゝしき法智のまことにしるゆゑに仏乃仏
乃上とゝなり高くあがめ上乃仏乃仏なりとゝ

ゝゝゝ

入道前大納言

[illegible]卿 法名覚空 西園寺殿祖

西園寺殿中納言通季の曾孫内大臣實宗公二男也
母前中納言藤原基家の女 嘉元二年誕生 貞應元年
八月十二日任大臣 寛喜三年十二月廿二日依病出家
法名覚空 嘉祿三年中令建立西園寺云々

[illegible]

[illegible]

[illegible]

風俗もなをよと云こ体和云事ぬ人ことまたかのうつと
いる一日乃事よ伝くぶ[illegible]　祇伝云けたくといてハ一日の
るよあくぶ連くはりしい乃切なるの[illegible]云こ云んも我
夕云れもこぬ人を拾ふ紙伝くまたよりこ広和ふこ
乃と云ふよこやうこと云ふ人伝ひびこぬ人を
もたくこ乃ふ乃ふかなをてどこてやくやこ[illegible]のとこで
節貞ふこれたくとよこ人ふふふふ[illegible]元信と誹れ
ふこ和たりいなり宗祇ふ英門乃いくぶ此あ
へふこをゆこわふくけ百ふこ乃ふまふ
知りいふこべふよあくどふふ眼とたふく
こわ成さぶふふこ人なふ中伝けあ人丸乃廷門乃
ふふあなと云たぬくふふふ中納を伝ふふくとふひべさ
秘訣アリ

## 従二位家隆

号壬生二位　本名雅隆

中納言兼輔十代孫也中納言清隆孫云生中納言光隆
子也母大皇大后宮亮資兼女也或説信通女云宮内
従二位云云後成卿和歌ハ一門ハ丹懐物云家隆ハ寂蓮
の弟子寂蓮ハ俊成ハ弟子ハ大夫ハ道行ハ乃門ハ
ふ祥門云云云云人ハ中ハ伝ふ乃ハ鬼ふ乃
雅後なるふふふハふふ
しふ心ふいふ伝ふべふ
ふふふ古ふふふ門ふふ和
歌堂侍従ふふ寂蓮和ふて月宿ふふふ
いふふて云ふふふ云伝ふ従ふ乃朝臣付伝ふ乃
寄合　京門京市農業河内名
ものふ未代ふ業廃ふ
ふふふ伝ふれふ付属ふ
ふふふくふふふふふ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

くるるこゝ地のとぐ

後鳥羽院　諱尊成　去諱良仁

五位十五才

高倉院第四皇子母藤原殖子号七条院贈太皇太后

建久元年八月九日

踐祚　治承四年七月十四日降誕　永二年八月廿

七月八日於鳥羽殿御出家　同月十三日依関東之

御沈　其後隠岐国延應元年二月廿二日崩御

同五月廿九日可顕徳院之由宣下　仁治三年七

月八日以敬法院可号後鳥羽院之由宣旨被成

宣旨猶僧綱表　僧綱表　僧綱表　表

[illegible]

[illegible]

[illegible]

人しうしたがひ公付小系紐稱の將軍をよくぶ
て國政をおしまつりて控をとりて王威を輝し民
を撫る政令嚴肅なりしかば乃人民とうとぶこと
見るもの感服せざるなしかれども人心おのづから
たゝかひ元弘の王國家萬全民安穩をあがめ
極く敬うの寶祚ぐくまつりあらたまりぬ
物語りしるせるなり

順德院　諱寶成　在位十一年

後鳥羽院第二皇子母修明門院藤原重子贈后大臣范
季女建久八年九月十日降誕正治二年四月十五日立
太子同年義元二年二月十日元服十三同四年十一月十日
受禪正治二年義久三年四月十七日讓位十五十三日尊号

同年七月十日依關東之沙汰奉移佐渡國仁治三年九
月十二日於佐渡國崩四十六才　增鏡云はんぐくき新院
ものうらはかなしやあはれあはれあぢはるぶ
したるふる人々のはいとうらやましうなりぬ
おもひ出の世のうつりかはりぬるかなとのつくせること
ばかりなるなり中殿は舍人はばうしたれり
百二十代やうるゝ新院の無ごとあるもうなる
新院御歌下　新院しばしば百首歌はしなれ百首
百首乃至千首歌なるなれも百首はしなれ百首
やうやうもてやうもてやうもてしなれ百首
上句ばかりをみれば一樣なれ中乃古なる新院に成しは
なとまるこゝ成しなるこゝ成しなるこゝ成しなるこゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

皆伝　そもそも此秘訣等は一家乃深秘　授受乃血脈
をもて有りせんこと　おそれ有るべしとぞ
伝ふ　　天和元年　霜月　日　小野重玲